

山陽小野田市農業委員会

第14回

総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月12日午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

| | | | | |
|---------|---|----|-----|-----|
| 会 | 長 | 1 | 田尾 | 光一 |
| 会長職務代理者 | | 9 | 山本 | シゲ子 |
| 委 | 員 | 3 | 中原 | 義治 |
| | | 4 | 藤井 | 豊 |
| | | 5 | 森田 | 祐三 |
| | | 6 | 田中 | 覺 |
| | | 7 | 緒方 | 始 |
| | | 8 | 辻村 | 勝好 |
| | | 10 | 佐々木 | 勇藏 |
| | | 11 | 五十嵐 | 奨 |
| | | 12 | 村上 | 雅彦 |
| | | 14 | 國吉 | 彰 |

4. 欠席委員

| | | | | |
|--|--|----|----|-----|
| | | 13 | 二井 | 一夫 |
| | | 2 | 相本 | まゆみ |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 55号 農地法第3条 権利の移動

議案第 56号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 57号 現況証明願い

報告第 29号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による通知について

議案第 58号 農地法第3条(施行規則第17条第2項該当)に規定する別段面積の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 14 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は二井委員と相本委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は 3 番中原委員と 4 番藤井委員にお願いします。
- ここで事務局からの連絡事項がありますので、事務局お願いします。
- 局長 議事に入る前に、本日持ってきてもらっている利用状況調査票を事務局でチェックするために一度回収したいと思います。
- 目的としては、昨年とは記載項目に変更があり、少し難しい点もあったと思いますので、一度チェックを行い、修正点等ありましたらお知らせしたいと思います。以上になります。
- (この間 事務局が回収)
- 議長 それでは議事に入ります。
- 議案第 55 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。なお、番号 41 は、報告第 29 号番号 8 と関連しますので、一括して説明してください。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 55 号番号 41 は報告第 29 号番号 8 と関連しますので、議案書をもとに一括して説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。申請地は、埴生支所から北西へ約 0.9 k m に位置する農用地外の農地です。公図は 3 ページをご覧ください。
- 申請内容は 1 ページの番号 41 のとおりです。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 次に、報告第 29 号番号 8、農地法 4 条例外の届出の土地利用図等は、39 ページ及び 40 ページをご覧ください。
- 届出内容は 33 ページ番号 8 のとおりです。
- なお、申請地には農業委員会に届出をすることなく当該届出に係る農業用施設が設置されておりましたので、顛末書を徴取しております。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 2 番 現地の報告をさせていただきます。8 月 4 日に事務局 2 名と國吉委員、

私の4名で現地の確認をさせていただきました。

現地は埴生の正寺地区です。周辺の状況は東側が畑、南側が道で、譲受人本人の所有地で、北側が県道となっています。以前から畑として借受け、耕作していたところにコンバインを入れる農舎を建てたとの事です。境界等は確認できており、特に問題となることはないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第55号番号41に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。また、報告第29号番号8は原案どおり処理いたします。

次に番号42について事務局の説明を求めます。

局長 議案第55号番号42について議案書をもとに説明いたします。

4ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約2.9km及び2.2kmに位置する農用地内及び農用地外の農地です。公図は5ページ及び6ページをご覧ください。

申請内容は1ページの番号42のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

14番 地区は有帆地区になります。周辺の状況は2か所ありますが、4ページの2308-1は山林に囲まれています。2264-1は有帆川の堤防の下で、周りには田が広がっています。申請地の状況は窪地になっており、一部に果樹が植えられていました。譲渡し人は高齢で遠方に居住しているため、管理が困難なことから譲渡するとの事です。譲受人は約4haを耕作中で耕作機械等も揃っていることから耕作管理をすることは可能であると思います。

議長 何か質問はありませんか。なければ私から質問させていただきます。

今回の申請地はどれくらい距離が離れていますか。

14番 直線距離で500mぐらいです。

議長 2264-1は面積が171㎡ですが、何か植えてありましたか。

14番 果樹が少し植えてありました。

議長 譲受人は宇部市の方だと思うのですが、6ページの公図をみると2308-1の右側が宅地で、大島義弘さんの名義になっていると思いますが、ここに家があるのですか。

14番 家がありました。そして北側の山も購入されており、車が入れるように道を広げるとの事でした。

議長

わかりました。

他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 55 号番号 42 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件です。

議案第 56 号番号 51 について議案書をもとに説明いたします。

9 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 3.3 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

公図は 10 ページ、土地利用図は 11 ページをご覧ください。申請内容は、7 ページの番号 51 のとおりです。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番

周辺の状況は住宅地に囲まれた、介護施設と隣接した土地です。申請地の現況は、野菜等が少し植えてありました。雨水に関しては道路側溝がありますのでそちらに流すそうです。汚水に関しては発生しません。道に関しては、土地の南側に道路がありますのでそちらを利用します。境界については既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

何か質問はありませんか。

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 56 号番号 51 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 52 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 56 号番号 52 について議案書をもとに説明いたします。

12 ページをご覧ください。申請地は、南支所から南へ約 1.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

公図は 13 ページ、土地利用図は 14 ページをご覧ください。申請内容は、7 ページの番号 52 のとおりです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 場所は小野田の松浜地区です。周辺の状況は東側と南側が耕作されてない畑で、西側は譲受人の宅地、北側は市道となっています。申請地は現状耕作されていない畑でした。境界については東側と西側は宅地とブロック塀で確認できています。雨水に関しては北側の道路側溝へ排水します。以上の事から特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 56 号番号 52 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 53 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 56 号番号 53 について議案書をもとに説明いたします。

15 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南西へ約 5.9 k m に位置する第 1 種農地です。

公図は 16 ページ、土地利用図は 17 ページをご覧ください。申請内容は、7 ページの番号 53 のとおりです。

本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 3 3 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。

なお、本件は、農業委員会に届出をされずに盛土が行われていたもので、顛末書を徴取しております。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 周辺の状況は、東側に納骨堂があり、南側が土地改良区の管理道路、西側が畑で、北側が県道となっています。事務局から説明がありましたように、現況は盛土がされておりました。雨水処理に関しては土地改良区の管理道に併設された水路に流します。境界に関しては現況の構築物で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 56 号番号 53 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 54 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 56 号番号 54 について議案書をもとに説明いたします。

18 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北へ約 1.5 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページをご覧ください。申請内容は、7 ページの番号 54 のとおりです。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、申請地には、農地法の許可を得ることなく、合併浄化槽が設置されており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番

小野田の千崎地区になります。周辺の状況は、現在一体利用されていますが、東側に託児施設があり、その西側に申請地があります。現状で樹木と野菜が少し植えてある状態でした。雨水に関しては西側の水路に流すようになっています。汚水に関しては、園庭のため発生しません。進入路は園の東側に大きな道路がありますのでそちらからの進入になるかと思えます。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界は畦畔等で確認できています。以上の事から特に問題ないと思えます。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 56 号番号 54 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 55 及び番号 56 は関連しますので一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 56 号番号 55 及び番号 56 について議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 1.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

公図は 22 ページ及び 25 ページ、土地利用図は 23 ページ及び 26 ページをご覧ください。申請内容は、8 ページの番号 55 及び番号 56 のとおりです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番

地区は有帆地区になります。周辺の状況は、北側が宅地で、西側に田があります。申請地の状況は不耕作状態で、太陽光パネルを設置するとの事です。雨水に関しては、農業用用水路に排水します。汚水に関しては発生

しません。道路は北側に狭いながらも車が通れる程度のものがあります。境界は畦畔で確認できます。以上の事から特に問題はないと思います。続いて56号についてですが、こちらも田に囲まれた住宅地です。申請地の状況は、先と同じく休耕中で、太陽光パネルの設置を行うそうです。雨水及び汚水処理も同様です。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ

8番 この話ではないのですが、今回利用状況調査で農地パトロールをしていると、太陽光パネルよりも草丈が伸びているところが散見されます。近隣には農地や宅地もあるのにそれでいいのかと常々思います。発電効率も草が伸びて影が出来てしまうと悪くなるように思えます。こう、やりっぱなしを防ぐために、許可を出す前に何か対策は出来ないものですか。

議長 一度許可を出した後はうちから口出しできないのが基本です。

8番 今まで私の地区の辺りもたくさん太陽光出てきましたが、太陽光パネルが隠れるほどのものはちょっと見たことなかったですよ。

議長 それは業者が悪いのであって、市に言う事ではないと思いますが。

局長 太陽光パネルの設置後に管理がされてないと言う事ですね。

8番 そうです。周辺には農地もありますし、住宅もあるのにそれはいかななものかと。

議長 農業委員会としては許可を出した後は口出しが出来ない。だから許可を出すときに、しっかり管理するようにしてください。というのが返事だったと思いますが。

局長 その通りです。現地確認をするときに、周辺地域とどのような調整をされているか聞いているとは思いますが、特に許可を出すにあたって同意書を要したりすることはないです。1000㎡を超えると山陽小野田市では都市計画法の開発の届出、3000㎡を超えたら開発の許可を得る必要がありますので、その場合は、隣接地の同意書が必要になります。しかしながら、その後に適正な管理がされてないと言う事につきましては、県内ではいろいろ調べてみましたが、景観条例等を作っている市町においては、景観条例の中で指導ができるところもありますが、どこの課が担当して指導するというのは決まっていない状況です。私も以前環境課に在籍していた時にも話が来ていましたが、太陽光は経済産業省の所管になり、市でいえば商工労働課の所管になります。ですので、そちらに話してくれと言ってはみるものの、そこでもどうにもならないようなので、地域の自治会等から設置者の方に適正な管理をお願いしたりするようになるのではないかと思います。

ます。それと、もう一つはいま脱炭素社会に向けて太陽光発電などの二酸化炭素を出さないエネルギーを展開していこうとする国の政策もありますので、今後適正に管理するための何らかの施策を国の方でも検討するのではないかと思います。

議長 先日農業会議の方で、この話を出したところ、許可を出したら農業委員会は口出しが出来なくなるので、結局は許可を出す前に周辺をしっかりと確認してくださいと言う事でした。

他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 56 号番号 55 及び番号 56 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 57 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 56 号番号 57 について議案書をもとに説明いたします。

27 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から西へ約 2.7 k m に位置する第 1 種農地です。

公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。申請内容は、8 ページの番号 57 のとおりです。

本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。また、本件は、ガス管理設工事のための資材置場で、令和 5 年 9 月 10 日までの一時転用となります。

なお、議案の工事期間を令和 5 年 9 月 10 日と記載していますが、令和 3 年 5 月 10 日の誤りですので、訂正しお詫び申し上げます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 周辺の状況は、東側が農業用水路、南側は耕作中の農地、西側は市道で、東側は宅地でした。資材置場にするとので、東側に一部残地が残ります。盛土につきましては、境界から離して盛ると言う事で境界への影響はありません。雨水については申請地の用水路がありますのでそちらに流します。工事完了後は撤去し、現状に戻すとの事で特に問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 56 号番号 57 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

局長 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 57 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。
今月の「現況証明願い」は 1 件です。
議案第 57 号番号 13 について議案書をもとに説明いたします。
31 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 1.5 k m、農用地外にあります。公図は 32 ページをご覧ください。
申請内容は、30 ページ番号 13 のとおりです。
本件は、昭和 50 年頃に住居が建設されており、現在に至っております。すでに宅地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 4 番 東高泊地区になります。事務局から説明がありました通り、昭和 50 年ごろに家を建築され、現在に至るところです。周辺の状況は宅地や田んぼが散在しています。道路は宅地の北西側にあります。水利に関しては宅地化されており他の土地への影響はないものと思います。以上の事から農地性はなく非農地であると判断しました。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 57 号番号 13 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に報告第 29 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。
今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件ですが、番号 8 についてはすでに審議が終わっていますので、報告第 29 号番号 7 について議案書をもとに説明いたします。
34 ページをご覧ください。届出地は、総合事務所から北へ約 0.9 k m、農用地外にあります。公図は 35 ページ、土地利用図等は 36 ページをご覧ください。
届出内容は、33 ページ番号 7 のとおりです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 2 番 現地の状態は草刈りの最中でした。モアを入れて刈るとの事です。境界もそのまま残っており、確認できています。特に問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 29 号番号 7 は原案どおり処理いたします。
次に議案第 58 号「農地法第 3 条に規定する別段の面積の指定申請につ

いて」事務局の説明を求めます。

主査 議案第 58 号番号 1 について説明いたします。

申請内容は議案書 41 ページをご覧ください。位置図等は 42 ページ、43 ページにあります。農地法第 3 条農地法施行規則第 17 条第 2 項に規定する別段面積の指定申請になります。山陽小野田市では、農地法第 3 条の申請の場合、農地面積が 30a 以上ないと許可されませんが、山陽小野田市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に限定して農業委員会が指定すれば、農地面積を 30a 未満とすることが出来ます。そのための指定の申請がされたものです。農業委員会で指定をしますと、空き家バンクに登録された空き家と同時に農地を取得する場合に限り、農地面積が 30a に満たない場合でも、農地法第 3 条の許可の対象となるものです。また、指定後に農地法第 3 条の許可申請を出してもらい、下限面積以外については通常の農地法第 3 条許可と同様に審査を行います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 58 号番号 1 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、9 月 6 日(月) 9 時から、田尾会長、佐々木委員でお願いします。

第 15 回総会は、9 月 13 日(月) 13 時 30 分からで、会場は厚狭公民館第 2 研修室です。

議長 以上をもちまして第 14 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 30 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

— 番委員 —

議事録署名委員

— 番委員 —
